

第 9 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 2 月 8 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第9回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月8日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （12名）

1 番 2 番

3 番 5 番

6 番 7 番

8 番 9 番

10 番 11 番

12 番 13 番

4 欠席委員 （1名）

4 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第 9 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 非農地証明申請について

議案第42号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長 主 幹

副主幹 主 任

7 議事録署名委員 11 番

12 番

8 会議の概要

事務局 長	それでは、修礼を行いますのでご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席12人であります。欠席委員は、4番の委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たし
-------	---

会 長 事 務 局 長	ていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第9回総会を開催いたします。 開催に当たりまして、会長よりご挨拶があります。よろしくお願いします。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第11条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、最初に事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承願いたいと思います。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) それでは、ご異議ないようですので私から指名させていただきます。 11番の委員、12番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の2ページをお開きください。 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、別紙のとおりです。 3ページをお開きください。 第18条第6項 【受付番号92番から103番を議案書を基に説明】
議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	説明は以上です。 ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありましたら、ご発言願います。 (「なし」の声) それでは、ないようですので本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように承認します。
議 長 事 務 局	次に、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の7ページをお開きください。 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議 長	説明は以上です。
委 員	ただいま説明が終わりましたけれども、こちらも現地確認に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。１番の委員はどうですか。 ２３番の案件ですけれども、部落の中にありまして周りが住宅に囲まれております。それで水路が隣接しておって、隣まだ一応空き地としては空いているところがあるということですけれども、農業をやるにしてもちょっと発展性のないところで特に問題はないなというので見てきました。 以上です。
議 長	ご苦労さまです。
委 員	それからもう一方の委員はどうですか。 受付番号２４番ですけれども、ここは幼稚園の近くで、だんだん住宅が建ってきております。そのため、今の状態であれば、宅地に変更しても支障ないと思います。
議 長	ほかにはよろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 事 務 局	それでは、次に議案第４１号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。 議案の１２ページをお開きください。 議案第４１号 非農地証明申請について。 非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １３ページをお開きください。 非農地証明 【受付番号１０番を議案書を基に説明】
議 長	説明は以上です。
委 員	ただいま説明が終わりましたけれども、何かこの点について補足があれば発言をいただきたいと思います。 申請地は東側に林があつて、この申請の位置図のとおり三角です。やっぱり狭小地ということで申請は妥当と思われます。
議 長	ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第４２号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務

事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	局の説明を求めます。 議案第４２号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 １５ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号３９５番から４０６番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。 （「なし」の声） それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように決定します。
議長 事務局 議長 委員一同 事務局 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	次に、議案第４３号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。 議案第４３号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 【受付番号８番から１８番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたが、こちらにつきましても何かご意見、ご質問ございましたらご発言願います。 ７番安保ですけれども、ほ場整備が終わるまで、収穫ができない場合でも賃料は発生するとういことでよいですか。 それについては、借受人と所有者の双方で話をしており、工事期間中の賃借料は無償でよいということになっております。 貴重な意見ありがとうございます。ほかには何かお聞きになりたい点ございませんか。よろしいですか。 （「なし」の声） それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように決定します。 以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。